

（参考）算定に用いた各種係数・指数

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）等の規定に基づき、医療費指数反映係数等を次のとおり定めました。

係数・指数	知事が定める数等	根拠条文		
		1.算定政令	2.納付金等省令	3.納付金条例
医療費指数反映係数（ α ）	0.4	第9条第3項	—	第4条
一般納付金所得係数（医療分 β ）	0.7858793144637	第9条第5項	—	第6条 附則第2項
一般納付金基礎額調整係数（医療分 γ ）	1.0260766853785	第9条第8項	第10条	—
一般納付金被保険者均等割指数（医療分均等割指数）	0.7	第9条第9項	—	第9条
後期高齢者支援金等納付金所得係数（後期高齢者支援金 β ）	0.7865132282802	第10条第3項	—	第10条 附則第2項
後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数（後期高齢者支援金 γ ）	0.9999999976697	第10条第6項	第16条	—
後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数（後期高齢者支援金均等割指数）	0.7	第10条第7項	—	第13条
介護納付金納付金所得係数（介護納付金 β ）	0.8014311319002	第11条第3項	—	第14条 附則第2項
介護納付金納付金基礎額調整係数（介護納付金 γ ）	0.9999999942744	第11条第6項	第25条	—
介護納付金納付金被保険者均等割指数（介護納付金均等割指数）	0.7	第11条第7項	—	第17条

【係数・指数】

- 医療費指数反映係数（ α ）：各市町村の医療費水準をどの程度納付金の配分に反映させるかを調整する係数（ $0 \leq \alpha \leq 1$ ）
- 所得係数（ β ）：各市町村の所得係数をどの程度納付金の配分に反映させるかを調整する係数。全国平均を1とした場合の各都道府県の所得水準を示す。
- 納付金基礎額調整係数（ γ ）：標準的な収納率により算出した各市町村の納付金基礎額の総額と県が集めるべき納付金総額を合わせるための調整を行うための係数。
- 均等割指数：応益部分に占める均等割の割合。「均等割：平等割＝70：30」として算定する。

【根拠条文】

- 算定政令：国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号）
- 納付金条例：青森県国民健康保険事業費納付金に関する条例（平成29年12月青森県条例第35号）
- 納付金等省令：国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令（平成29年厚生労働省令第111号）